

仕 様 書

本仕様書は「広域防災拠点運用計画作成業務」の仕様を定めるものであり、以下「奈良県」を甲、「受託者」を乙という。

1. 業務名

広域防災拠点運用計画作成業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月24日まで

3. 委託上限額

28,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務目的

南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震等の大規模災害時には、県や非被災市町村の支援のみでは十分な応急対策活動が困難であることが予想されるため、県が全国的な応援を迅速かつ円滑に受け入れ、被災市町村や被災者の支援につなげることが重要となる。

そのため、本県では、令和6年度に災害応急対策（防災拠点）検討部会を設置し、広域防災拠点において、全国からの応援部隊や支援物資を迅速かつ円滑に受け入れ、被災地へ展開することを目的として、有識者による議論を踏まえ、「奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想」（以下「基本構想」という。）を令和7年3月に策定した。基本構想において、県の北部と南部のそれぞれに核となる拠点（北部中核拠点、南部中核拠点）を配置することとし、北部中核拠点は橿原市に、南部中核拠点は五條市に設けることとした。

基本構想で本県の新たな防災体制の方向性を示しているものの、いつ発災しても対応できるよう、応援部隊や支援物資等の受入体制構築が必要であり、現状における広域防災拠点の運用の検討や訓練等の実施による実効性の確保が急務である。

本業務では、基本構想を踏まえつつ、現状の広域防災拠点等における発災時の具体的活動を想定し、応援部隊、支援物資、医療支援の受入、航空機の運用調整、ライフラインの確保等の整理・検討を行うことにより、広域防災拠点運用計画を作成する。あわせて、基本構想の実現に向けた検討や学識経験者等から構成される会議体での意見聴取等を実施することにより、広域防災拠点の運用に係る実効性を検証する。

5. 業務内容

本業務で実施する業務は、次のⅠ～Ⅲとする。なお、業務の実施にあたっては、以下の留意事項を踏まえ、甲と十分に協議・調整を行い実施すること。

【留意事項】

- ①いつ発災しても対応できるよう、現時点において活用可能な広域防災拠点等を前提とした計画とする。
- ②本業務における「広域防災拠点」とは、次の15施設（広域防災拠点9施設、広域防災拠点候補施設6施設）とする。

広域防災拠点		広域防災拠点候補施設	
1	県営競輪場	1	奈良県ヘリポート
2	第二浄化センター	2	道の駅クロスウェイなかまち
3	消防学校	3	県立橿原公苑
4	吉野川浄化センター	4	県立医大新キャンパス
5	五條県有地	5	橿原運動公園
6	都祁生涯スポーツセンター	6	馬見丘陵公園
7	宇陀市総合体育館		
8	昂の郷		
9	下北山スポーツ公園		

Ⅰ 広域防災拠点運用計画の作成

（１）共通

以下（２）～（６）による検討結果を横断的にとりまとめ、広域防災拠点運用計画（以下「運用計画」という。）を作成する。運用計画の作成にあたっては、学識経験者等の有識者に意見聴取を行うなど実効性を担保すること。

運用計画の作成にあたって必要となる前提条件や方針を設定するとともに、必要となる関連計画および事例等を整理する。

（２）各分野の受入計画

既存計画やマニュアル等を踏まえ、以下①～③の広域防災拠点における各分野の受入について検討を行うとともに受入計画を作成する。

①応援部隊

広域防災拠点において、応援部隊（消防・警察・自衛隊）等を迅速かつ円滑に受け入れるとともに、効率的に運用するための受入計画を作成する。

②支援物資

広域防災拠点において、国等からの支援物資を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的に市町村へ分配するための受入計画を作成する。

③医療支援

広域防災拠点において、DMAT 等の医療チームを受け入れ、円滑に医療活動を実施するための受入計画を作成する。

(3) 航空機の運用調整

広域防災拠点等において、複数の航空機が安全かつ効率的に活動できるよう、航空機の受入および運用等について検討する。

①受入体制の検討

- ・ヘリベース、フォワードベース等の必要な機能の整理
- ・必要な機能に対応する広域防災拠点の役割の検討
- ・広域防災拠点の駐機場数等の精査、県内場外離着陸場の整理 等

②航空機の運用検討

- ・発災時における航空管制の検討
- ・航空燃料の確保及び給油の検討 等

(4) ライフライン等の確保計画

発災時、広域防災拠点のライフラインが寸断された場合を想定し、必要となる対応、事前の対策等を検討する。

- ・燃料確保、電力確保、通信確保の検討
- ・その他必要となるライフラインの検討 等

(5) 復旧・復興期における活用検討

災害応急対策期以後の復旧・復興期におけるフェーズの活動での各種活動を想定し、広域防災拠点の活用方策を検討する。

- ・復旧・復興期における広域防災拠点の活用ニーズ調査
- ・各広域防災拠点における活用可能性の検討 等

(6) 課題抽出および解決方策の提示

上記(2)～(5)の検討を踏まえ、現状の広域防災拠点を運用する上での課題、実効性を向上させるために対応すべき事項を整理するとともに、現実的な解決方策を提示する。

- ・広域防災拠点で受入必要面積が確保できない場合の対応
- ・その他、基本構想が実現するまでに対応が必要な課題、解決策 等

II 南部中核拠点の運用方針の検討

段階的な整備を予定している南部中核拠点について、将来を見据えた運用方針等を検討する。

- ・各段階の整備（先行整備、コアゾーン整備、支援ゾーン整備）完了後の運用方針
- ・平時の活用 等

III 会議の運営支援

広域防災拠点の具体的な運用のあり方や運用計画の実効性を確認するため、(仮称)広域防災拠点運用計画関係機関連絡会議を開催する予定である。会議の運営支援として、資料作成、必要物品（消耗品、飲料等）調達、議事録作成の事務、会議出席者への謝金支払を行う。(5回程度)

また、令和6年度に引き続き、災害応急対策（防災拠点）検討部会を開催する予定である。会議の

運営支援として、資料作成、必要物品（消耗品、飲料等）調達、議事録作成の事務を行う。（1 回程度）

6. 提出書類

（１） 実施計画書

乙は、契約締結後遅滞なく、十分な人員を配置するとともに、業務実施に先立ち、方針、内容、工程等について甲と協議の上で次の書類を提出し、甲の承諾を得ること。

業務実施体制については、本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者等を明確にすること。本業務を遂行するための要員は、災害応急対策または広域防災拠点に関するコンサルティング業務の経験がある者を配置すること。

- ①業務着手届
- ②業務計画書
- ③業務計画工程表
- ④業務実施体制

（２） 広域防災拠点運用計画

乙は、令和 8 年 1 月末までに 5 の I の内容を取りまとめ、運用計画（案）を作成し、電子データにより提出すること。

また、3 月上旬までに甲との協議により内容を確定させたうえ、運用計画を甲に提出すること。

（A 4 版縦型、横書き、左綴じ、簡易製本、50 部）

（３） 実施報告書

乙は、令和 8 年 3 月 24 日までに、4 について取りまとめ、次の内容を甲に提出すること。

- ①業務完了届
- ②業務実施工程表
- ③成果品

（４） 納入物

- ①上記（１）から（３）に示す各成果物の紙媒体 各 2 部
- ②①を保存した電子媒体（CD-R 等）1 部

※電子データの作成にあたっては、特に指定がない限り、甲の職員が「Microsoft Office」で編集できるソフトを使用すること。それ以外のソフトを使用する際には、甲に相談すること。

7. 成果物の帰属及び秘密保持

（１） 成果物の帰属

この業務による成果物に係る著作権等の権利はすべて甲に帰属するものとする。

（２） 秘密の保持

乙は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた時はこの限りではない。また、

本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

8. その他事項

- (1) 乙は、甲と密接に連絡を取り、忠実かつ誠意を持って業務を遂行すること。甲と乙は、業務実施スケジュールに応じて打合せを実施するものとし（計 10 回程度）、甲が打合せを指示した場合は、乙は随時速やかに応じること。乙は、各回の打合せごとに議事録を作成し、甲の確認を受けること。甲との打合せは、オンラインまたは甲の指定する場所で実施するものとする。甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- (2) 本業務に必要な機器、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、乙の負担とする。委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (3) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用権等の権利については、乙において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、乙はその一切の責任を負うこと。
- (4) 乙は、本業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 乙は、この特記仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、甲と協議して実施することができるものとする。
- (6) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、甲の指示により変更、修正を求められる場合がある。
- (7) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、甲及び乙、両者協議の上決定する。
- (9) 本業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (10) 本業務は、各種関連法令規則等に基づいて行うものとする。また、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。